

## 議案第 1 1 7 号

澁川市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

澁川市長 高 木 勉

### 澁川市情報公開条例の一部を改正する条例

澁川市情報公開条例（平成 1 8 年澁川市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「当該各号の」を「当該各号に」に改め、同条第 1 号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、上下水道事業の管理者の権限を行う市長」を加える。

第 8 条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2) の 2 個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 6 0 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号

第 1 2 条第 4 項中「起算して 1 5 日以内」を「1 4 日以内」に改める。

第 1 8 条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 委員は、非常勤とする。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

第 1 9 条第 3 項中「分類又は」を「分類し、又は」に改め、同条第 4 項中「陳述させ又は」を「陳述させ、又は」に改める。

第 2 0 条第 6 項中「若しくは」を「又は」に改める。

第 2 9 条第 1 項中「第 1 8 条第 3 項」を「第 1 8 条第 5 項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の渋川市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた公開請求について適用し、施行日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

## 理 由

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市情報公開条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>（1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>上下水道事業の管理者の権限を行う市長及び議会をいう。</u></p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（情報の公開をしないことができる情報）</p> <p>第8条 実施機関は、公開請求があった情報に、次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、当該情報を公開しないことができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（2）の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p>（3）～（7） （略）</p> <p>（公開請求に対する決定等）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から<u>14日以内</u>に行わなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>5・6 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>当該各号の定めるところによる。</u></p> <p>（1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会<u>及び議会をいう。</u></p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（情報の公開をしないことができる情報）</p> <p>第8条 実施機関は、公開請求があった情報に、次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、当該情報を公開しないことができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3）～（7） （略）</p> <p>（公開請求に対する決定等）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から<u>起算して15日以内</u>に行わなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>5・6 （略）</p>

(審査会の委員の委嘱等)

第 18 条 (略)

2 委員は、非常勤とする。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

4 (略)

5 (略)

(審査会の調査権限)

第 19 条 (略)

2 (略)

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開請求に係る情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人及び諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(審査会における事件の取扱い)

第 20 条 (略)

2～5 (略)

6 審査会は、第 4 項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7・8 (略)

第 29 条 第 18 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(審査会の委員の委嘱等)

第 18 条 (略)

2 (略)

3 (略)

(審査会の調査権限)

第 19 条 (略)

2 (略)

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開請求に係る情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人及び諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(審査会における事件の取扱い)

第 20 条 (略)

2～5 (略)

6 審査会は、第 4 項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付若しくは閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7・8 (略)

第 29 条 第 18 条第 3 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 (略)